

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月20日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：ケニア 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト

1 契約予定期間：2014年1月下旬～2015年3月上旬

2 参加要件

海外における経済特区・工業団地開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月4日から2013年12月6日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月4日から2013年12月9日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年12月20日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 1月中旬

(5) 契約交渉 : 1月中旬～1月下旬

5 業務の目的

モンバサ市はインド洋に面した東アフリカ地域最大の貿易港であるモンバサ港を中心とするケニア国第二の都市である。モンバサ市はケニアのみならず北部回廊で繋がるウガンダ、ルワンダなど近隣の内陸国を含む地域全体の経済発展を支える物流上の拠点となっている。

ケニア政府は2008年に国家開発計画「ビジョン2030」を策定し毎年平均10%以上の成長率を達成し、2030年までに中所得国入りする方針を掲げた。同計画は「経済」「社会」「政治」の3つの柱を立てており、「経済」分野では20件の優先プロジェクト（Flagship Project）が発表され、その中の1件として国内3か所（モンバサ、キスム、ラム）の経済特区（Special Economic Zone、以下「SEZ」）を開発し、インフラ整備・用地整備の上で、産業誘致を行うことが定められている。また、モンバサSEZ（約2,000km<sup>2</sup>）に含まれるDongo Kundu地区（モンバサ港南岸）については別の優先プロジェクトにおいて自由貿易港（港湾に隣接したSEZ）として開発することが定められている。

モンバサSEZはモンバサ港南岸を起点として内陸に深く延伸する2,000km<sup>2</sup>にまたがる広大な地域の総称である。同地域はモンバサ港南岸のDongo Kundu地区（以下、「DK-SEZ」）及びモンバサからナイロビに向けたMombasa Corridor地区（以下、「MC-SEZ」）に大別される。DK-SEZは約12km<sup>2</sup>の地区で現在は一部で粗放農業がおこなわれている。円借款「モンバサ港周辺道路開発事業」により北岸と連結される見込みである一方、産業誘致に当たっては電力・上水等のインフラを整備の上で、工業用地整備が必要となる。MC-SEZはモンバサから約50km程度の地区からナイロビ方面に広がる2,000km<sup>2</sup>程度の広大な地区で、粗放農業、荒地等で構成され4つの町を含む。市街地は基幹道路（モンバサ道路）上に立地し、町の周辺については電力・上水が一定程度整備されているが、産業誘致に当たっては適地選定及びインフラ強化が重要となっている。

これら地域において、投資家のニーズに合致した経済特区開発のビジョン・コンセプト決定、誘致産業・機能の選定、インフラ整備計画策定及び運営体制を行うことが課題となっている。このような背景のもと、ケニア政府は我が国に対して、モンバサ都市圏の経済特区開発に係るマスタープランを作成するための技術協力を要請した。これを受けて2013年8月に詳細計画策定調査を実施し、2013年11月7日に本件について討議議事録（Record of Discussion: R/D）の署名・交換を行った。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

モンバサ経済特区エリア（約2,000km<sup>2</sup>）

(2) 業務実施機関

ケニア産業化省

(3) 業務内容

ア 関連情報の収集および分析（SEZ法、PPP法、インフラ整備計画、地域開発計画等）

イ 開発ビジョン・コンセプトの検討

ウ 誘致対象産業・機能の検討（本邦・第三国企業調査、バリューチェーン分析等）

エ SEZグラウンドデザインの作成（空間配置計画、マーケティング資料等）

オ インフラ整備計画の策定（道路、港湾、上下水道、通信、廃棄物処理等）

カ 資金調達方法の検討（積算、経済財務分析等）

- キ 経済特区運営管理体制の決定（SEZ組織体制、SEZ運営体制、ワンストップサービス等）
- ク 人材育成計画の策定
- ケ 環境社会配慮に係る必要手続きの実施

#### 7 成果品等

- インセプションレポート（2014年1月下旬）
- プロGRESSレポート（2014年6月下旬）
- インテリムレポート（2014年9月中旬）
- ファイナルレポート（2015年2月下旬）

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 総括（評価対象予定者）
- SEZ開発コンセプト/PPP（評価対象予定者）
- 投資需要調査
- 産業振興
- SEZ管理・運営/ワンストップサービス
- 土地利用計画/造成計画1（評価対象予定者）
- 土地利用計画/造成計画2
- 港湾需要予測・施設検討
- 工業団地施設1
- 工業団地施設2
- 積算/経済財務分析
- 環境計画・環境社会配慮（自然環境）
- 環境社会配慮（社会環境）

#### 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・2013年8月詳細計画策定調査実施済み。
- ・2013年11月中旬にR/D締結見込み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。